○内閣府告示第三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　稚内市

二　構造改革特別区域の名称　稚内市外国人研修生受入れ特区

三　構造改革特別区域の範囲　稚内市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）

○内閣府告示第三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第五条に規定する措置に基づき、平成十九年内閣府告示第六百七十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　釜石市

二　構造改革特別区域の名称　港湾物流特区

三　構造改革特別区域の範囲　釜石市の区域の一部（釜石港地域の一部）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　重

量物輸送効率化事業（一二〇五（一二二四、一二三二））

○内閣府告示第三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第四十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　土浦市

二　構造改革特別区域の名称　土浦市ＩＴ人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　土浦市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四、一一四六））

○内閣府告示第四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第六百十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十二年三月二十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　高知市

二　構造改革特別区域の名称　隠れた米・梅の名産地　高知市　濁酒・リキュール特区

三　構造改革特別区域の範囲　高知市の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））及び特産酒類の製造事業（七〇九）